

番号	1
項目	・B-1 地区 4 (③) のケヤキ、および G 地区のクスノキに対する「伐採措置は不要」「保全を推奨する」という樹木医 () の診断書について、扇町公園事務所としてどのように考えるのか、回答を示されたい。
(回答) ・都市公園は重要な都市インフラであり、なかでも公園樹は主要な公園施設の一つです。今回の撤去対象樹木の選定については、扇町公園における安全性・快適性を高めるため、公園管理者の観点から総合的に判断したものです。ご提示いただきました診断書につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番 号	2
項目	・各樹木について、伐採するかどうかの判断、つまりは、“リスクの高低に関する大阪市としての基準”を示すこと。5月24日の協議では、「伐採については、公園管理者として総合的に判断している」と説明されたが、「総合的」の部分で、対象樹木1本ごとに言語化してほしい。そこが言語化されないために、その程度、度合いが恣意的に感じられ、多くの市民は納得することができなかった。どのようなリスク評価の基準のもとに判定しているのか、回答を示されたい。※対象樹木それぞれについての市民からの要望や疑問は、「現地説明」、および「屋内協議」の際に伝えたところであるので、それを踏まえて誠実に回答すること。言うまでもないが、「健全度」については、「令和2年度 公園樹木調査及び検討業務委託 報告書」の判定を尊重すること。
(回答) ・公園樹・街路樹の維持管理については、樹木ごとの生育状況、周辺環境、樹木周辺の利用状況等を踏まえて実施しています。また、伐採については、樹皮枯死欠損、空洞、腐朽などの樹木に現れている症状のほか、植栽場所およびその周辺環境、倒木や落枝等による市民生活への影響など、都市基盤施設を維持管理する上で必要な様々な観点から考慮した上で判断しています。なお、市民の皆様から個別の樹木に関するお問い合わせを頂いた場合には、そうした状況を踏まえた実施内容について、丁寧に説明させていただいています。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番号	3
項目	・ G 地区では 11 本の樹木が「撤去」されるが、すべて「植栽なし」となっている。しかしこの地区の樹木は、公園から阪神高速を見えにくくするなど、公園の景観・美観を保持する役割を果たしている。利用者の快適性を損なうような伐採・撤去は、公園管理上大きな問題がある。「撤去」の見直し、および「植栽」の検討を行ない、回答を示されたい。
(回答) ・ G 地区撤去樹木については、大木化等に伴い阪神高速側への影響が避けられないため、道路・公園の安全性・快適性を高めるため選定したものであり、撤去の方針に変更ありません。また、植栽につきましては、今回の工事では行いません。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番号	4
項目	・「協議」においては市民から、樹木撤去に伴い木陰が減ること、熱中症への懸念など環境問題の観点からも、樹木伐採の見直しを求める意見が出された。これについてどう考えるか、回答を示されたい。 および、伐採判断のリスク評価の基準として、環境問題の視点を加えることを強く要望する。倒木に関するリスクは「将来的」かもしれないが、「熱中症やヒートアイランド現象の危機」は「今そこにある危機」であることを踏まえてほしい。
(回答) ・健全な樹木の存在は、環境負荷の緩和に一定程度の効果は期待されるものと考えますが、今回の主な事業目的である公園の安全性向上は、都市公園を維持管理していくうえでの最優先課題です。今回の工事に伴い、一時的には緑陰が減少するかもしれませんが、中長期的にみれば緑量も回復し、環境改善に寄与するものと認識しています。なお、今後は、樹木が有する機能を最大限発揮できるよう、健全な樹木の保全育成に努めてまいります。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番号	5
項目	・公園の維持管理の基準として、防災の観点からもリスク評価の基準の指標として、防災の観点を加えられるよう要望する。 過去の大震災時の火災事故発生のメカニズムとして、公園などの避難場所における火災旋風が大惨事の引き金になっていることが科学的にも解明されてきた。 広域避難場所や一時避難場所に指定されている各公園の維持管理のリスク評価の項目として、防災の観点が必要であることを強く望んでいる。
(回答) ・都市公園は、景観、環境、防災、レクリエーション機能などを有する都市における貴重なオープンスペースであり、市民に身近な都市施設の一つです。 その管理にあたっては、防災の観点も考慮して平常時より公園としての健全性を確保するよう各施設の維持管理に取り組んでいるところです。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121

番号	6
項目	・上記 1. 2. 3 の要望についての回答、および協議が終わるまでは「撤去工事」を保留することを強く要望する。以上 6 点の要望についての回答を求める。
(回答) ・公園樹・街路樹の安全対策事業は、主として市民の安全安心を確保する目的で実施しており、今後も着実に推進してまいります。 なお、今回の要望項目につきましては、これまでもご説明してきた内容であり、公共施設管理者としての維持管理行為の内容や必要性等に関する事項であることから、貴団体との対面による協議の必要性はないものと認識しています。 工事につきましては、準備が整い次第着手することといたします。	
担当	建設局 扇町公園事務所 電話：06-6312-8121